

富山市犯罪被害者等支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市安全で安心なまちづくり推進条例(平成23年富山市条例第24号)第12条の規定に基づき、犯罪被害者等が本市において平穏な生活を営むことができるようにするため、関係機関及び関係団体との適切な役割分担のもと、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るために支給する犯罪被害者等支援金(以下「支援金」という。)に関し、富山市補助金等交付規則(平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第2条第1項に規定する犯罪行為及び国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号)第2条第1項に規定する国外犯罪行為をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であつて、犯罪行為による死亡、重傷病及びその原因となり得るものをいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 犯罪加害者 犯罪行為により犯罪被害を生じさせた者をいう。
- (5) 重傷病 療養に1月以上の期間を要する傷害又は疾病をいう。

(支援金の支給)

第3条 市長は、犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族又は犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者(以下「支援金支給対象者」という。)のうち、支援金の支給の申請時において、本市が備える住民基本台帳に記録されている者に、支援金を支給するものとする。ただし、当該者が、支援金の支給を受けることを目的に、犯罪行為が行われた後に本市に転入した場合は、支援金の支給を受けることはできないものとする。

(支援金の種類及び額)

第4条 支援金の種類は、次の各号に掲げるものとし、その額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族支援金 30万円(重傷病者支援金の支給を受けた者が死亡した場合(当該重傷病者支援金の支給に係る犯罪被害に起因して死亡した場合に限る。)にあつては、20万円)
- (2) 重傷病者支援金 10万円

(遺族支援金の支給対象者等)

第5条 遺族支援金の支給対象者は、犯罪被害者の死亡の時において、次の各号のいずれかに該当する犯罪被害者の遺族とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)
- (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 犯罪被害者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合においては、前項の規定の適用につ

いては、その子は、その母が犯罪被害者の死亡の当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

3 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

4 前項の場合において、先順位の遺族又は既に第10条の規定により遺族支援金の支給の決定を受けている同順位の遺族が存在する遺族にあつては、遺族支援金の支給を受けることができる遺族としない。

5 犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族支援金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族支援金の支給を受けることができる遺族としない。遺族支援金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

(重傷病者支援金の支給対象者)

第6条 重傷病者支援金の支給対象者は、犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者とする。

(支援金を支給しないことができる場合)

第7条 次に掲げる場合には、支援金を支給しないことができる。

(1) 犯罪行為が行われた時において、第1順位遺族(第5条第3項の規定により第1順位となる遺族をいう。以下同じ。)又は犯罪被害者と犯罪加害者との間に夫婦関係(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたものを含む。)、直系血族(親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあつた場合を含む。)若しくは3親等以内の親族(夫婦又は直系血族を除く。)のいずれかに該当する親族関係があつた場合(当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合又は次のいずれかに該当する場合を除く。)

ア 第1順位遺族又は犯罪被害者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項の被害者に該当する者であつて、その加害者に対し同法第10条の規定による保護命令が発せられている場合

イ 刑法に規定する監護者わいせつ及び監護者性交等罪と認められる場合

ウ 当該犯罪行為が、次のいずれかに該当する場合

(ア) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待と認められる場合

(イ) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第3項に規定する高齢者虐待(同条第4項第2号に掲げる行為を除く。)と認められる場合

(ウ) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第2条第2項に規定する障害者虐待(同条第6項第2号に掲げる行為を除く。)と認められる場合

(2) 犯罪被害について、被害者又は第1位遺族に次のいずれかに該当する行為があつた場合

ア 当該犯罪行為を教唆し、又は幫助する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関する著しく不正な行為

(3) 第1順位遺族又は犯罪被害者が、富山市暴力団排除条例(平成24年富山市条例第13号)第2条各号に掲げる者に該当する場合

(4) 第1順位遺族又は犯罪被害者が、当該犯罪行為に対する報復として、犯罪加害者又はその親族その他の犯罪加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えた場合

(支援金の支給の申請)

第8条 遺族支援金の支給の申請をしようとする者(以下この項において「遺族支援金申請者」という。)は、富山市犯罪被害者等支援金(遺族支援金)支給申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に対して、提出しなければならない。

(1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を説明することができる書類又はその写し

(2) 犯罪被害者の住民票の写し又は戸籍の附票の写し(死亡した時のものに限る。)

(3) 遺族支援金申請者の住民票の写し又は官公署の発行した免許証、許可証若しくは身分証明書の写し

(4) 遺族支援金申請者と犯罪被害者との続柄を証明することができる戸籍謄本その他の証明書

(5) 遺族支援金申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

(6) 遺族支援金申請者が犯罪被害者の配偶者以外の者であるときは、犯罪被害者の第1順位遺族であることを証明できる書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 重傷病者支援金の支給の申請をしようとする者(以下この項において「重傷病者支援金申請者」という。)は、富山市犯罪被害者等支援金(重傷病者支援金)支給申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に対して、提出しなければならない。

(1) 重傷病者支援金申請者が重傷病を負った年月日及びその状態並びに治療に要する期間に関する医師の診断書又はその写し

(2) 重傷病者支援金申請者の住民票の写し又は官公署の発行した免許証、許可証若しくは身分証明書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 支援金支給対象者がやむを得ない事情により前2項の規定による申請(以下「支給申請」という。)をすることができないときは、当該者に代わって、その親族関係にある者又は監護する者が支給申請をすることができる。この場合において、当該支給申請をする者は、前2項に規定する書類のほか、犯罪被害者との続柄を証明することができる戸籍謄本その他の証明書を添えるものとする。

(支援金の支給の申請の期限)

第9条 支援金支給対象者は、犯罪被害発生日から2年を経過したときは、支給申請をすることができない。

(支援金の支給の決定等)

第10条 規則第19条の規定により、規則第5条の規定による支援金の支給の決定及び規則第13条の規定による支援金の額の確定の手續を併合するものとする。

2 市長は、第8条の規定による申請があったときは、富山県警察の意見を聴いた上で、支援金を支給することが適当と認めるときは、富山市犯罪被害者等支援金支給決定通知書兼支援金額確定通知書（様式第3号）により、不適当と認めるときは富山市犯罪被害者等支援金不支給決定通知書（様式第4号）により、当該支給申請をした者に通知するものとする。

（支援金の支給の取消し及び返還）

第11条 市長は、支援金の支給の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の支給の決定を取り消し、及びその返還を命ずるものとする。

(1) 規則第15条第1項各号に掲げるとき。

(2) 第7条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(3) 支援金の支給を受けることを目的に、犯罪行為が行われた後に本市に転入した者であるとき。

2 規則第16条及び前項の規定による返還の命令は、富山市犯罪被害者等支援金支給決定取消通知書兼返還命令書（様式第5号）により行うものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

（適用区分）

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた犯罪行為による犯罪被害について適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。